

中学校・後期課程・中学部 「特別の教科 道徳」 説明会



平成29年8月23日～25日
広島県教育委員会
豊かな心育成課

中学校学習指導要領解説 総則編

平成29年 7月

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針

P1

(1)改訂の経緯

中央教育審議会答申(平成28年12月21日)

- ①「何ができるようになるか」
- ②「何を学ぶか」
- ③「どのように学ぶか」
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
- ⑤「何が身に付いたか」
- ⑥「実施するために何が必要か」

平成29年3月31日

幼稚園、小学校及び中学校学習指導要領 公示

→中学校学習指導要領 平成33年4月1日から全面实施

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針

P2～3

(2)改訂の基本方針

- ① 今回の改訂の基本的な考え方
- ② 育成を目指す資質・能力の明確化

- ア 「何を理解しているか、何ができるか
(「知識・技能」の習得)
- イ 理解していること・できることをどう使うか
(「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか
(「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指す授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するのではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

ウ 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動, 観察・実験, 問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 教育内容の主な改善事項

(2)前文の趣旨及び要点

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

(3)総則改正の要点

- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
- ② カリキュラム・マネジメントの充実
- ③ 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

(1)一部改正の経緯

○ 道徳教育を巡っては、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科等に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、これまで多くの課題が指摘されてきた。

また、いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

平成26年10月

「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
(平成26年2月 文部科学大臣諮問)

- ① 道徳の時間を「特別の教科道徳」(仮称)として位置付けること
- ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③ 道徳教育の目標と「特別の教科道徳」(仮称)の目標の関係を明確にすること
- ④ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥ 「特別の教科道徳」(仮称)に検定教科書を導入すること
- ⑦ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに学習指導要領の一部改正の告示を公示

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。

「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会の答申を踏まえたもの。

発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るもの。

(2)一部改正の基本方針

(3)一部改正の要点

- ① 学校教育法施行規則の要点
- ② 総則改正の要点
 - ア 教育課程編成の一般方針
 - イ 内容等の取扱いに関する共通事項
 - ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

(2)豊かな心

① 豊かな心や創造性の涵養

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

② 道徳教育の展開と道徳科

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質にに応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

③ 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。



道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**人間としての生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、**自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤**となる道徳性を養うことを目標とする。

③ 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**人間としての生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、**自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤**となる道徳性を養うことを目標とする。

- ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく
- イ 人間としての生き方を考える
- ウ 主体的な判断の下に行動する
- エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる
- オ そのための基盤となる道徳性を養う

④ 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容の取扱い

④ 道德教育の内容

カ 道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、第3章特別の教科道德の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道德教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

ア 内容の位置付け

イ 内容項目の重点的取扱い

1 道德教育の指導体制と全体計画

(1) 道德教育の指導体制

各学校においては、第1の2の(2)に示す道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師(以下「道德教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。

ア 校長の方針の明確化

イ 道德教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

(ア) 道德教育推進教師の役割

(イ) 協力体制の充実

(2) 道德教育の全体計画

なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、道德科の指導方針、第3章特別の教科道德の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

ア 全体計画の意義

(ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道德教育が展開できる

(イ) 学校における道德教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

(ウ) 道德教育の要として、道德科の位置付けや役割が明確になる

(エ) 全教師による一貫性のある道德教育が組織的に展開できる

(オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域住民の積極的な参加や協力を可能にする

イ 全体計画の内容

(ア) 基本的把握事項

- ・教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ・学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ・生徒の実態や発達の段階等

(イ) 具体的計画事項

- ・学校の教育目標、道德教育の重点目標、各学年の重点目標
- ・道德科の指導の方針
- ・各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道德教育の指導の方針、内容及び時期
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・学級、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・家庭、地域社会、関係機関、小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針
- ・道德教育の推進体制

イ 全体計画の内容

・その他

例えば、次年度の計画に生かすための評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述したりする。

なお、全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について文章化したり具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

(ア) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

(イ) 道徳教育や道徳科の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

(ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

(エ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

(オ) 家庭や地域社会、学校間交流、関係諸機関などとの連携に努める

(カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

(3) 各教科等における指導の基本方針

ア 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり

イ 学習活動や学習態度への配慮

(4) 各教科等における道徳教育

2 指導内容の重点化

各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

P140~144

学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

- (1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること
 - ア 教師と生徒の人間関係
 - イ 生徒相互の人間関係
 - ウ 環境の整備
- (2) 豊かな体験の充実
- (3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活
 - ア いじめの防止
 - イ 安全の確保

中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

平成29年 7月

4 家庭や地域社会との連携

P144~145

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- (1) 道徳教育に関わる情報発信
- (2) 家庭や地域社会との相互連携

第1章 総説 2 改訂の基本方針

P3

道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、生徒の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。

- これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐ
- 道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程を改善

(1) 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。



第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 第2 内容

1. 主として自分自身に関すること
2. 主として他の人とのかかわりに関すること
3. 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること



- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(2) 第2 内容

■ 小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げることや、内容項目が多くの人に理解され、家庭や地域の人とも共有しやすいものとするなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。

- A 主として自分自身に関すること
[自主、自律、自由と責任][節度、節制][向上心、個性の伸長]
[希望と勇気、克己と強い意志][真理の探究、創造]
- B 主として人との関わりに関すること
[思いやり、感謝][礼儀][友情、信頼][相互理解、寛容]
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
[遵法精神、公德心][公正、公平、社会正義][社会参画、公共の精神]
[勤労][家族愛、家庭生活の充実][よりよい学校生活、集団生活の充実]
[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度][国際理解、国際貢献]
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
[生命の尊さ][自然愛護][感動、畏敬の念][よりよく生きる喜び]

(「第1章 総則」の「第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2) 2段目)

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

(「第3章 特別の教科 道德」の「第1 目標」)

第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

1 道德教育の目標に基づいて行う

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする

2 道德的諸価値についての理解を基にする

道德的価値：よりよく生きるために必要とされるもの、人間としての在り方や生き方の礎となるもの

生徒が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道德的実践を行うためには、道德的価値の意義及びその大切さの理解が必要

3 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める

- (1) 自己を見つめる
- (2) 物事を広い視野から多面的・多角的に考える
- (3) 人間としての生き方についての考えを深める

4 道德的な判断力, 心情, 実践意欲と態度を育てる

■ 道德性の諸様相(学校教育における捉え方)

道德的判断力

- それぞれの場面において善悪を判断する能力
- 人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し, 様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力
- 的確な道德的判断力をもつことで, それぞれの場面で機に応じた道德的行為が可能になる

道德的心情

- 道德的価値の大切さを感じ取り, 善を行うことを喜び, 悪を憎む感情
- 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情
- それは, 道德的行為への動機として強く作用するもの

道德的実践意欲と態度

道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性

・ 道德的実践意欲

道德的判断力や道德的心情を基盤とし道德的価値を実現しようとする意志の働き

・ 道德的態度

道德的判断力や道德的心情に裏付けられた具体的な道德的行為への身構え

(「第3章 特別の教科 道德」の「第2 内容」)

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科においては, 以下に示す項目について扱う。

1 内容構成の考え方

(1) 内容の捉え方

- ・ 教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め, 共に考え, 共に語り合い, 実行に努めるための共通の課題
- ・ 教育活動全体の様々な場や機会を捉え, 多様な方法で進められる学習を通して, 生徒自らが調和的な道德性を養うためのもの。
- ・ 全教育活動において指導されるべきもの
- ・ 生徒が人間として他者とともによりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道德的価値を含む内容を短い文章で平易に表現したもの。
- ・ 生徒自らが道德性を養うための手掛かり。

(2) 四つの視点

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

(3) 生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化

2 内容の取扱い方

(1) 関連的, 発展的な取扱いの工夫

- ア 関連性をもたせる
- イ 発展性を考慮する

(2) 各学校における重点的指導の工夫

重点的指導

各内容項目の充実を図る中で, 各学校として更に重点的に指導したい内容項目をその中から選び, 多様な指導を工夫することによって, 内容項目全体の指導を一層効果的に行うことである。

道德科においては, 内容項目について3学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切。そのためには, 道德科の年間指導計画の作成で, 当該の内容項目全体の指導を考慮しながら, 重点的に指導する内容項目についての扱いを工夫しなければならない。

A 主として自分自身に関すること

改善

[自主, 自律, 自由と責任]
自律の精神を重んじ, 自主的に考え, 判断し, 誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

[節度, 節制]
望ましい生活習慣を身に付け, 心身の健康の増進を図り, 節度を守り節制に心掛け, 安全で調和のある生活をする。

A 主として自分自身に関すること

改善

[希望と勇気, 克己と強い意志]
より高い目標を設定し, その達成を目指し, 希望と勇気を持ち, 困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

[真理の探究, 創造]
真実を大切に, 真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B 主として人との関わりに関すること

統合

温かい人間愛の精神を深め, 他の人々に対し思いやりの心をもつ。

多くの人々の善意や支えにより, 日々の生活や現在の自分があることに感謝し, それにこたえる。

[思いやり, 感謝]
思いやりの心をもって人と接するとともに, 家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し, 進んでそれに応え, 人間愛の精神を深めること。

B 主として人との関わりに関すること

統合

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち, 互いに励まし合い, 高め合う。

男女は, 互いに異性についての正しい理解を深め, 相手の人格を尊重する。

[友情, 信頼]
友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち, 互いに励まし合い, 高め合うとともに, 異性についての理解を深め, 悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

B 主として人との関わりに関すること

改善

[相互理解, 寛容]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

改善

[遵法精神, 公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

統合

自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

[よりよい学校生活, 集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

改善

[郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること **改善**

[我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度]
優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに, 日本人としての自覚をもって国を愛し, 国家及び社会の形成者として, その発展に努めること。

[国際理解, 国際貢献]
世界の中の日本人としての自覚をもち, 他国を尊重し, 国際的視野に立って, 世界の平和と人類の発展に寄与すること。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること。 **改善**

[生命の尊さ]
生命の尊さについて, その連続性や有限性なども含めて理解し, かけがえのない生命を尊重すること。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること。 **分割**

自然を愛護し, 美しいものに感動する豊かな心をもち, 人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

[自然愛護]
自然の崇高さを知り, 自然環境を大切にすることの意義を理解し, 進んで自然の愛護に努めること。

[感動, 畏敬の念]
美しいものや気高いものに感動する心をもち, 人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること。 **改善**

[よりよく生きる喜び]
人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し, 人間としての生きることの喜びを見いだすこと。

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1)
1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

- 1 指導計画作成の方針と推進体制の確立
- 2 年間指導計画の意義と内容
 - (1) 年間指導計画の意義
 - ア 3学年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする。
 - イ 個々の学級において道徳科の学習指導案を立案するよりどころとなる。
 - ウ 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる。

(2) 年間指導計画の内容

- ア 各学年の基本方針
 - イ 各学年の年間にわたる指導の概要
 - (ア) 指導の時期
 - (イ) 主題名
 - (ウ) ねらい
 - (エ) 教材
 - (オ) 主題構成の理由
 - (カ) 学習指導過程と指導の方法:
 - (キ) 他の教育活動等における道徳教育との関連
 - (ク) その他
- 指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、学習指導過程等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- (1) 主題の設定と配列を工夫する
- (2) 計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- (3) 重点的指導ができるように工夫する
- (4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- (5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
- (6) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
 - 年間指導計画の弾力的な取扱い
 - ア 時期、時数の変更
 - イ ねらいの変更
 - ウ 教材の変更
 - エ 学習指導過程、指導方法の変更
- (7) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」再掲)
 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

1 指導の基本方針

- (1) 道徳科の特質を理解する
- (2) 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く
- (3) 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する
- (4) 生徒の発達や個に応じた指導を工夫する
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

2 道徳科の特質を生かした学習指導の展開

- (1) 道徳科の学習指導案
 - ア 道徳科の学習指導案

年間指導計画に位置付けた主題を指導するに当たって、生徒や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する具体的な指導計画案のことである

■道徳科の学習指導案の内容

- (ア) 主題名
 - (イ) ねらいと教材
 - (ウ) 主題設定の理由
 - ねらいや指導内容についての教師の捉え方
 - それに関連する生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の生徒観
 - 使用する教材の特質や取り上げた意図及び生徒の実態と関わらせた教材を生かす具体的な活用方法など
 - (エ) 学習指導過程
 - (オ) その他
- 例) 他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。

イ 学習指導案作成の主な手順

- (ア) ねらいを検討する
- (イ) 指導の重点を明確にする
- (ウ) 教材を吟味する
- (エ) 学習指導過程を構想する

ウ 学習指導案作成上の創意工夫

特に、重点的な指導や問題解決的な学習を促す指導、体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な教材の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められる。

(2) 道徳科の特質を生かした学習指導

ア 導入の工夫

主題に対する生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階

イ 展開の工夫

ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階

ウ 終末の工夫

ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階

3 学習指導の多様な展開

- (1) 多様な教材を生かした指導
- (2) 体験の生かし方を工夫した指導
- (3) 各教科等と関連をもたせた学習の指導
- (4) 道徳科に生かす指導方法の工夫
 - ア 教材を提示する工夫
 - イ 発問の工夫
 - ウ 話し合いの工夫
 - エ 書く活動の工夫
 - オ 動作化、役割演技等の表現活動の工夫
 - カ 板書を生かす工夫
 - キ 説話の工夫

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

〔「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2〕
 (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

- (1) 協力的な指導などについての工夫
- (2) 指導体制の充実と道徳科
 - ① 学校としての道徳科の指導方針が具体化され指導の特色が明確になる。
 - ② 授業を担当する全教師が、生徒の実態や授業の進め方などに問題意識をもつことができる
 - ③ 学校の全ての教職員が各学級や一人一人の生徒に関心をもち、学校全体で道徳性を養おうとする意識をもつようになる。
 - ④ 道徳科の推進に関わる教材や協力を依頼する保護者、地域等の人材の情報が学校として組織的に集約され、それらを活用してねらいに即した効果的な授業が一層計画的に実施される。

2 道徳科の特質を生かした計画的・発展的指導

〔「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2〕
 (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

- (1) 計画的・発展的な指導
- (2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳科

3 生徒が主体的に道徳性を養うための指導

〔「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2〕
 (3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。

- (1) 自らの成長を実感したり、課題や目標を見付けたりする工夫
- (2) 生徒が自ら考え理解し、主体的に学習に取り組む工夫
- (3) 人間としての弱さを認め、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること

4 多様な考え方を生かすための言語活動

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

- (1) 道徳科における言葉の役割
- (2) 自分の考えを基に表現する機会の充実
- (3) 新しい見方や考え方を生み出すための留意点

5 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

- (1) 道徳科における問題解決的な学習の工夫
- (2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
- (3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(6) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

- (1) 情報モラルに関する指導
 - ア 情報モラルと道徳科の内容
 - イ 情報モラルへの配慮と道徳科
- (2) 現代的な課題の扱い

7 家庭や地域社会との連携による指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- (1) 道徳科の授業公開をする
- (2) 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る工夫
 - ア 授業の実施への保護者の協力を得る
 - イ 授業の実施への地域の人々や団体等外部人材の協力を得る
 - ウ 地域教材の開発や活用への協力を得る

1 教材の開発と活用の創意工夫

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(1) 生徒の発達段階や特性、地域の事情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

- (1) 道徳科に生かす多様な教材の開発
- (2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

2 道徳科に生かす教材

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

- ア 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
- イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
- ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

2 道徳科に生かす教材

- (1) 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること
- (2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
 - ア 人間尊重の精神にかなうもの
 - イ 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができるもの
 - ウ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4)

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

- 1 道徳教育における評価の意義
- 2 道徳科における評価の意義

- 1 評価の基本的態度
- 2 道徳科における評価
 - (1) 道徳科に関する評価の基本的な考え方
 - (2) 個人内評価として見取り, 記述により表現することの基本的な考え方
 - (3) 評価のための具体的な工夫
 - (4) 組織的, 計画的な評価の推進
 - (5) 発達障害等のある生徒や海外から帰国した生徒, 日本語習得に困難のある生徒等に対する配慮

- 1 授業に対する評価の必要性
- 2 授業に対する評価の基本的な考え方
- 3 授業に対する評価の工夫
 - ア 授業者自らによる評価
 - イ 他の教師による評価
- 4 評価を指導の改善に生かす工夫と留意点

中学校・後期課程・中学部
「特別の教科 道徳」
説明会



平成29年8月23日～25日
広島県教育委員会
豊かな心育成課